



Title	幕末の出版検閲と『絵本太閤記』の再版：幕末絵本読本の人名表記をめぐって
Author(s)	竹内, 洪介
Citation	国語国文研究, 158, 24-36
Issue Date	2022-02-01
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/89209
Type	article
File Information	Kokugokokubunkenkyu_158_24-36.pdf



[Instructions for use](#)

幕末の出版検閲と『絵本太閤記』の再版

——幕末絵本読本の人名表記をめぐって——

竹 内 洪 介

はじめに

一人々家筋先祖之事などを、彼是相違之儀とも新作之書物ニ書顯し、世上致流布候儀有之候、右之段自今御停止ニ候、若右之類有之、其子孫より訴出候ニおゐては、急度御吟味可有之
(管二候事、
『御触書寛保集成』一〇二〇)

右条は、人々の家筋や先祖に関して事実でないことを新作の書物に記し、世上に流布することを禁じるとともに、それに対する子孫の訴えを取り上げることを認めた享保七年（一七二二）の出版統制令第三条である。この法令は幕末までの基本方針としてその後の出版統制でも踏襲されたとされる。^(注1)この結果、戦国時代に取材した戯作の出版では、登場人物を先祖に持つ武家を憚り、作中の人名を実名から仮名に改める処理がなされた。

上方絵本読本の嚆矢として近世文学史上に名を残す『絵本太閤記』

(武内確齋著・岡田玉山画、全七編八四冊、寛政九年(一七九七)享和二年(一八〇二)刊。大坂勝尾屋六兵衛版、本稿で問題にする再版本は大坂河内屋太助・塩屋忠兵衛等合梓)は、その代表的事例である。例えば織田信長、黒田官兵衛、浅野弥兵衛の三名は作中においてその実名が憚られ、それぞれ小田信長、黒多勘兵衛、朝野弥平とされている。

これについて山本卓氏は『大坂本屋仲間記録』の記事を検討し、当初実名で記された『絵本太閤記』の人名が、本屋行司の改(検閲)によって仮名に改められたことを明らかにした。^(注2)その後『絵本太閤記』は文化元年(一八〇四)に絶版処分となったのだが、安政六年(一八五九)に再版許可を受けることとなった。ただし同書が再版に至った経緯は未だ詳らかでない。

上記の点を踏まえた上で、本稿で問題にしたいのは、『絵本太閤記』の再版本に現れた人名がすべて実名に改められた現象である。^(注3)今回『大坂本屋仲間記録』の記録を検討した結果、この仮名から実名への

変更が幕府側の命令によってなされたことがわかった。これは享保の出版統制令第三条に基づく検閲方針が幕末に至って大きく転換したことを示す現象ではないかと想定される。この想定に基づき、本稿ではまず『大坂本屋仲間記録』の記事を中心に、『絵本大閣記』の再版の経緯を明らかにする。そして検閲方針の転換がなされた理由について、『絵本大閣記』の関係文献である『絵本豊臣勲功記』『絵本朝鮮征伐記』等、幕末絵本読本を中心とした戯作の版行も視野に入れて、些かの卑見を述べたい。

一、『絵本大閣記』再版本における 人名変更とその意義

『大坂本屋仲間記録』において『絵本大閣記』再版本の人名を実名に改めるように求めた記述は安政五年（一八五八）九月二日条（『出勤帳』）にある。以下にその一条を掲げる。

一天満組々呼使口上二而、今日年行司可罷出浅井氏へ申来、七つ時頃歟浅井出向被申、今井様絵本大閣記七篇揃之義、是ハ名前等相違二付、実名ニ書改候而差出候様被仰聞、見合本御下ヶ被成候由、明日通路人申請可罷出候事

傍線部に注目したい。奉行（今井）から呼び出された年行司（浅井）は「絵本大閣記七篇揃」（これは絶版になった寛政享和期版本を便宜的に底本として提出したもの）について、「名前等相違」していることを咎められ、「実名ニ書改」るように指示された。一〇月二七日の『出勤帳』を見ると、この指示を受けて修正が完了したことが報告されている。

ならば、実際に再版本ではどのように人名の変更がなされたのであろうか。

『絵本大閣記』の再版許可は前述の通り安政六年（一八五九）に下りたが、実際に再版本が刊行されたのは文久元年（一八六一）である。刊行許可から刊行までに二年を要した理由は、どうやら板木の製作が進んでいなかったことが主な要因であるようだ。^{（注5）}『出勤帳』に依れば、同年一〇月七日には板木が完成し、改印が捺され、再版本二部と出願本（版下）が提出された。同月一七日には各方面への再版本の送付が記録されている。これは初編・第二編の再版本の奥付に「文久紀元辛酉年十月刻成」とあることと符合する。^{（注6）}

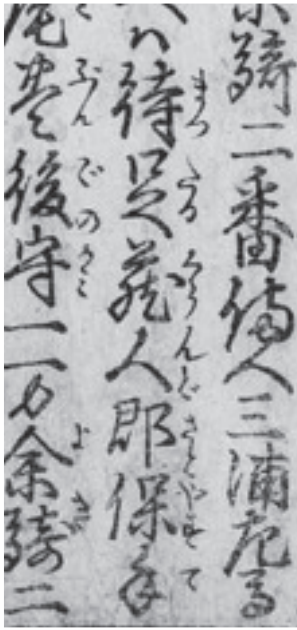
さて、この最初に刊行された初編および第二編について、人名の変更がなされた形跡を確認した（入木の跡は見当たらなかったもので、寛政享和期版本に貼り紙で修正を施し、それを覆刻して版木を制作したと考えられる）。この初編・第二編について、現存する再版本として確認できるものは六本ある。^{（注8）}このうち初刷本と目される弘前市立弘前図書館本と、寛政享和期に刊行された国文学研究資料館蔵本を比較した。結論から記せば、徳川家康以外の人名は小田信長↓織田信長、黒多勘兵衛↓黒田官兵衛、朝野弥平↓浅野弥兵衛というように、すべて実名に改められていることが確認できた。ただし徳川家康に関しては寛政享和期版本とは違った形で実名が伏せられていることが判明したので、以下に説明する。

『絵本大閣記』初編・第二編において家康の名前が確認できるのは、織田信長軍と今川義元軍による丸根城攻防戦を描く初編巻五（二二丁表）である。家康はこの時今川方の客将として参陣した。その箇

所を寛政享和期刊行の国文学研究資料館蔵本に依って引用すると、

今川方の手分には、先、鷲津の城へ富永伯耆守氏繁、朝比奈小三郎康秀を大将として、其の勢一万余騎。二番備へ三浦左馬介義次、又千余騎、是に続けり。丸根の城へは、待足藏人郷保手勢五百人。義元の加勢、庵原右近、飯尾豊後守一万余騎。二番手、葛山備中守又千余騎、是も後に続いて打立たり。(傍線筆者)とある。ここで問題になるのが傍線部の人名で、原本に従い振り仮名を付して示せば「待足藏人郷保」(図1)である。この場面で今川方の武将が列挙され、しかも丸根城担当の「待足藏人郷保」に「義元の加勢」がついていることを勘案するならば、この人名は徳川家康(松平元康)を指していると考えて間違いない。こう考えた上で再版本を参照すると、この傍線部が寛政享和期版本とは異なり、「松康」(図2)となっていることがわかる。「松」と「康」の間

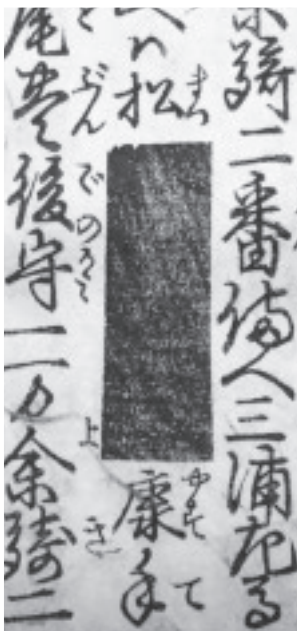
図1 (国文学研究資料館蔵本)



が墨消されていることからすれば、当初「松平元康」の実名を用いたものの、奉行方の命で「平」と「元」の二字を墨消することになったのであろう。この修正はいつのことであろうか。『出勤帳』を参照すると、安政五年(一八五八)一〇月二十七日に行司が実名への変更を済ませた出願本を提出した後、同一一月九日に再度の修正が命じられている。この修正は三日間の早さで行われているから、この家康に関する記述の墨消はこの二回目の修正指示の際に命じられたものと思われる。再版本では人名がすべて実名に修正されたものの、家康だけは「松」と「康」を残した上で、墨消の形で実名が伏せられたのである。家康の名が伏せられたのは、後述する天保の出版統制令に基づく処理と考えられる。

以上述べ来たったような『絵本太閤記』再版本において実名利用が求められた現象は、以下に説明する文化元年(一八〇四)に起こ

図2 (弘前市立弘前図書館蔵本)



た同書の絶版事件の余波からすれば驚くべきものであった。注(一)佐藤論文は、当時幕閣内で力を強めていた脇坂安董が『絵本太閤記』絶版に関わっていた可能性を指摘した上で、文化元年(一八〇四)の色刷禁止令(江戸における『絵本太閤記』絶版裁決の翌日に施行)が直接的な出版規制への余波と考え得ること、また絶版直後は徳川将軍家に関わる書籍について、その書名を記載する事すら憚られたこと、絶版によって起こった自主規制が考証随筆の類にも及んだことを示し、「文化四年九月から開始された名主改と、脇坂安董が政治的な力を持ち続けたことが重なる、天正以来の武者の名前を出すことを禁じる規制は一過性のものとして終わることなく続いた」と結論付けた。これを踏まえて『大坂本屋仲間記録』を確認すると、文化五年(一八〇八)七月に『絵本太閤記』を所持していた本屋がその咎で詮議を受けたこと、文政七年(一八二四)八月に『絵本太閤記』を所持していた平野屋市郎兵衛が遠流処分となったこと、天保一三年(一八四二)五月に行司が『絵本太閤記』、『絵本拾遺信長記』等複数の絶版書を、「一切売買不仕」旨、念書を認めて西町奉行所に提出したことが確認できる。後述するが、嘉永年間(一八四八―一八五四)においても『絵本太閤記』絶版の余波は看取される。『絵本太閤記』は、絶版以降約半世紀に亘ってタブー視される存在^(注1)だったのである。

これらの背景から考えれば、『絵本太閤記』の人名に対する変更指示、ひいては再版そのものが大きな事件であったと考えられる。ではなぜそのようなことが起こったのであろうか。この問題につき、まずは『絵本太閤記』の再版事情という側面から論じていきたい。

二、『絵本太閤記』の再版

『絵本太閤記』再版の呼び水となったと考えられるのは、安政四年(一八五七)から刊行された『絵本豊臣勲功記』(八功舎徳水著、刊行されたうち初々五編は歌川国芳画・六編々九編は松川半山画、また初々七編は江戸和泉屋市兵衛版、八々九編は大坂岡田屋茂兵衛版^(注2))である。同書は『大坂本屋仲間記録』の『差定帳』六番第一六に、「今般於江戸表豊臣勲功記初編拾冊、板行御免之趣、(中略)右は全私共先代之もの始而開板奉願蒙御免候、絵本太閤記類板二相違無之様奉存候」とある通り、『絵本太閤記』の類版とされる(『絵本豊臣勲功記』が出版できた理由については後ほど考察する)。かつて大当たりをとった『絵本太閤記』の再版は大坂書肆にとって悲願だったのであろう、『絵本豊臣勲功記』の出版許可を受けて『絵本太閤記』の再版願いは重ねられた。以下に『絵本太閤記』再版に至る経緯を、『大坂本屋仲間記録』に基づき記す(特に注記のない限り、「出勤帳」参照)。

『絵本豊臣勲功記』出版の報を受け、安政四年(一八五七)二月二四日には早速河内屋太助・塩屋忠兵衛によって、金二〇〇疋とともに『絵本太閤記』に関する歎願の口上書が提出された(歎願の具体的な内容は明示されないが、以下に記す経緯を見る限り、再版の陳情であったと考えて差し支えない)。この時は金子のみが受け取られたが、行司は諦めず、二八日に『絵本豊臣勲功記』と『絵本太閤記』との読み合わせを行い、これら二書の挿絵が「諸々二同図」

となつてゐることを確認した。行司はそれを別紙に認めて再度口上書を提出するが、今度は口上書の書き直しを命じられた。その後奉行と行司の間で添削が重ねられ、翌安政五年（一八五八）正月十六日に書き直された口上書と『絵本太閤記』一冊（このうち一冊分は合本であつたか）が提出された。ところがこれらの書類の手續きには江戸への問い合わせ等が原因で時間を要し、結局数度の点検を経て出願本と願書が江戸に送られたのは三月九日のことであつた。この後、前述した人名変更の命が九月二日に下り、さらに大坂において一度の査読、願書の修正、仮箱の制作を経て、安政六年（一八五九）正月二十八日に願書が提出されることとなつた。この出願本と願書は江戸で詮議を受け、四月二日に『絵本太閤記』の再版許可が江戸で内定した旨の知らせが大坂に届いた。正式な再版許可が下りたのは同年一〇月五日のことであつた。

このように『絵本太閤記』は文献から確認できる限りでもその交渉に約二年の歳月を要し、紆余曲折を経て再版許可を得た。そして右の経緯から注目したいことが二点ある。まず、この再版許可の裁決が江戸で下されたことである。そして、二点目は、交渉の初期段階に提出された口上書の内容からしても、同書再版の交渉材料となり、その呼び水となつたのが『絵本豊臣勲功記』の刊行だつたことである。

では、誰が江戸で裁決を下し、なぜ『絵本豊臣勲功記』は出版を許されたのであろうか。それを明らかにするためにはまず、『絵本太閤記』絶版時から『絵本豊臣勲功記』出版時までには、どのように幕府の検閲体制が変わつたのかを前提として押さえておく必要がある。

三、検閲体制の変動

前提として、『絵本太閤記』絶版当時は幕府による本屋仲間を用いた間接的な情報統制が行われていた。^{〔註15〕}この出版統制は江戸と大坂で異なつたので、『絵本太閤記』のように、上方で許可を受けて流通した書物でも、江戸で咎められることがあつた。^{〔註16〕}注（1）佐藤論文によれば、同書絶版の余波は文化四年（一八〇七）九月から開始された名主改によつて長く続いた。名主改では、改の主体が町年寄から町名主に移管され、それまでいわば「自主的な検閲」だつた改が行政による管理に移行した。この結果、出版業界において『絵本太閤記』や、それに関連する書籍の取り締まりは一層厳しくなつた。^{〔註17〕}

この名主と本屋仲間による新たな改の構造は、天保一三年（一八四二）六月から開始された株仲間解散令による本屋仲間の解散によつて崩れた。本屋仲間が行つていた行司改は行われなくなり、江戸の場合、書籍の検閲は町奉行所と昌平坂学問所が行うこととなつた。中村安宏氏は学問所での検閲が学者（幕府儒者）によつてなされたことを指摘し、佐藤温氏はその検閲に「学問所らの恣意的な判断や解釈が大きく入り込む余地があつた」と述べた。^{〔註18〕}また、この本屋仲間の解散を契機に検閲は次第に緩んでいつた。^{〔註19〕}吉原健一郎氏は、安政五年（一八五八）正月に廃止された名主改について、天保の改革項には既に町名主機構が弛緩し、崩壊に向かつていたことを指摘した。^{〔註20〕}こうした経緯を経て、嘉永四年（一八五一）三月に本屋仲間が再興され、その六年後から、『絵本豊臣勲功記』の刊行が始まっ

た。よって、『絵本太閤記』絶版時の検閲体制と『絵本豊臣勲功記』出版時の検閲体制は、特に幕府が直接検閲に関わっていたかどうかという点で全く異なるものであった。これを踏まえて『絵本豊臣勲功記』出版時の検閲方針についてさらに考えてみたい。

まず、前述の通り『絵本豊臣勲功記』は『絵本太閤記』の類版とされるものであったが、ここで実際に同書を確認すると、作中の人名には『絵本太閤記』再版本と同様、実名が用いられている。また、第一節で紹介した『絵本太閤記』初編巻五における家康登場の場面に対応する『絵本豊臣勲功記』の記事では、家康の存在自体が完全に消し去られている。

この家康の人名に対する処理は、天保の改革における従来の出版統制令に対する改訂^{（注22）}に対応したものと考える。天保十三年（一八四二）六月一日に出されたこの法令の第四条は「軽きかな本等之類」を除き、家康以下歴代將軍について記すことを容認したもののだが、『絵本太閤記』や『絵本豊臣勲功記』は「軽きかな本等之類」としての扱いを受けたために実名の記載が許されず、このような対応となったものと思われる。なお、同法令の第一条では「異教・妄説を取り交え」、「時の風俗・人の批判」を書いた本と好色本の禁止、第二条に「人之家筋先祖の事」について事実でないことを記した新作の書物の禁止（「人々家筋・先祖之事杯を、彼是相違之儀共新作之書物二書類、世上流布致候儀、彌可為停止事」^{（注23）}）、第三条では書籍の奥付に作者と版元の実名を必ず書き入れることの規定がある。この第一条から第三条は享保七年（一七二二）の出版統制令を踏襲しており、本稿で問題とする戦国時代の武者に関する規制が、天保の出版

統制令においても変わらず定められたといえる。

次に、『市中取締類集』書物錦絵之部（三八〇）「英傑三国誌伝外一品取計之儀館市右衛門伺調」（嘉永三年（一八五〇）一〇月）に注目する。『絵本太閤記』等に所載の戦国武将を『通俗三国志』の人物に見立ててその伝を記した草双紙『英傑三国誌』は、天保十五年（一八四四）時点の改において、作者・版元を記さず、また人名を実名で表記したことを問題視され、『絵本太閤記』絶版の実例も引き合いにされて、出版不許可となった。町年寄の館市右衛門が江戸の町奉行所に提出したこの伺いは、六年前の裁決を踏まえて再提出された『英傑三国誌』に対し、作者・版元の記事がないことを根拠に、再度差し戻すべきか伺い立てたものである。これに対する裁決では、『絵本太閤記』とは違い『英傑三国誌』が絵双紙（草双紙）に類することが指摘され、結果的に町年寄伺の趣旨を掛名主に穏便に申し渡すよう命じられた。この後の同書の改に関する経緯は不明だが、結局刊行時期は不詳ながら、同書は人名を実名で表記し、作者・版元の記事がないままで刊行されている。これは『絵本太閤記』絶版の余波を示す現象であると同時に、文化期以来の自主規制が軽視され始めた現象ともいえる。注（16）佐藤書は、弘化・嘉永期の合巻について、天保の出版統制令で定められた役者似顔絵の使用や多色摺の咎めがなくなつたことを根拠に規制の緩みを指摘しており、嘉永三年（一八五〇）七月の『藤岡屋日記』^{（注24）}にも、昨今の草双紙・武者絵に関する規制の緩みから、規制強化の必要が指摘されている。

とはいえ、万延二年（一八六一）序の合巻『絵本英雄太平記』（仮名垣魯文著・月岡芳年画、江戸村上松太郎版）や、慶応元年（一八

六五)刊の切附本(末期中本型読本)『真柴秀吉功記』(歌川貞秀著・画、江戸文久堂版)でも、秀吉には「真柴秀吉」、信長には「小田春長」の仮名が用いられ、この時期にも草双紙の一種である合巻および切附本で人名の仮名表記が続いたことが確認できるため、依然として草双紙に対する『絵本太閤記』への風当たりは強かったと思われる。役者似顔絵・多色摺の統制は風紀肅正・奢侈禁止の価値観に基づいていたが、『絵本太閤記』のケースは徳川家や諸大名の権威を守る事が目的であり、すべての規制が一律に緩んだわけではないと考える。

一方、同じく実名を用いた『朝鮮軍記』(大河内秀元著、嘉永二年(一八四九)刊、江戸誠格堂版)や『重修真書太閤記』(栗原信充編、嘉永五年(一八五二)初・二編刊、江戸紙屋徳八等版)^{注25)}の出版に關し、それに対応する『市中取締類集』書物錦絵之部(四三一・四三二・五二一〜五二三・五七五・六七八)の記録を参照すると、これらの書物は学問所の改印が既に押されていたことを理由に、上役の指図を得ずに独断で願を処理する「手限」で処理されている。ここで注目できることは、いずれのケースにおいても学問所改を通過した書物が町奉行所では「手限」で処理できていたという事実である。

では、『絵本豊臣勲功記』『絵本太閤記』等の絵本読本は学問所改を受けたのであろうか。これについて、絵本読本が学問所の検閲を受けており、また本屋仲間が復活した嘉永四年(一八五一)以後も学問所改が続行されたと考え得る証拠を一点挙げておく。それは『絵本豊臣勲功記』の稿本(天理図書館蔵)である。天理図書館には第七編(巻一〜四、六、八、九)・第九編・第一〇編(巻一〜四、巻

七〜一〇)・第二一編(巻一〜六、八、九)・第二二編が存するが、このうち各編巻一の表紙に「学問所改」印が捺される。また、第九編の表紙右肩には「戊辰年間四月下旬」の年記があり、慶応四年(一八六八)四月のこととわかる。同年九月には明治に改元されたので、学問所改は幕政瓦解の際にも機能していたと考え得る。従って、『絵本豊臣勲功記』の出版を許可したのは昌平坂学問所であり、その命によって『絵本太閤記』の人名変更も行われたのである。^{注26)}

このように捉えるならば、『絵本豊臣勲功記』『絵本太閤記』いずれの書物も、学問所の許可があったために刊行でき、かつ人名変更も行えたのだと考えられる。しかし、こうした曰く付きの書の出版や人名変更に關し、登場人物を先祖に持つ諸大名等から抗議が起る可能性があるということは、脇坂家に限らず予想されたはずである(この時、かつて『絵本太閤記』について訴えを起こしたと推測される脇坂安童は死去していたが、後継の安宅が京都所司代として依然幕閣の重臣となっていた)。ならば、なぜ学問所は、『絵本豊臣勲功記』や『絵本太閤記』の出版を許可し、その人名変更を命じたのであろうか。

四、幕閣における豊臣秀吉に関する思想的轉換

既に先行研究を挙げて示したように、学問所における検閲は学者が担当し、その検閲には学者の恣意的な判断や解釈が大きく入り込む余地があった。ここで特に注(18)中村論文に依って、当時の検閲体制について改めて確認しておきたい。同論に依れば、天保の改

革において検閲を担当した学者は、幕府に仕える役人としての立場だけでなく、学术界の認識を採用する形で、学者としての立場から検閲を行うことがあった。こうした検閲の結果、それまで憚られていた献策の類を許容することや、異学・蘭学に関する書物の出版について、広く学术界に身を置く者としての立場から読者が異説を自主的に取捨選択すべきであるという思想に基づいて許容することがあった。同論は、ここに挙げた思想が天保の改革で初めて取り入れられたことを指摘している。本稿で問題としている『絵本太閤記』等の出版や、人名変更の指示にもこの思想が影響した可能性がある」と筆者は考える。

では幕末の学术界において絵本読本、とりわけこうした太閤記関係作品群はどのように見做されていたのであろうか。これに関連して、井上泰至氏は、嘉永六年（一八五三）から安政元年（一八五四）にかけて刊行された、所謂文禄・慶長の役（壬辰戦争）を主題とした絵本読本である『絵本朝鮮征伐記』（菊池春日楼著、鶴峯戊申校・序、橋本玉蘭画、江戸菊屋幸三郎版）を取り上げ、幕末における絵本読本の思想的側面を論じた。^{注28}同論は寛政〜文化期に成立した『絵本太閤記』、『絵本楠公記』、『絵本忠臣蔵』の三作が後に尊王攘夷を伴うナショナリズムとなる「触媒」となっていたこと、またこのうち『絵本太閤記』に記された秀吉の対外戦争が本居宣長の歴史観の下に国威高揚の「偉業」として評価されていることを確認し、これが「歴史読み物たる絵本読本の、始発における思想の芽」であったとする。そして、上記のナショナリズム的思想を孕む嘉永期の絵本読本を、『絵本朝鮮征伐記』を中心に分析し、幕末の絵本読本が、一

七・一八世紀に歴史読み物として娯楽を提供すると同時に源氏将軍史観を一般にもたらした刊行軍書の列に新たに加わったこと、その思想性においては海外情報への関心と国学の国粹思想が柱になった可能性があることを指摘する。ちなみに、同論で挙げられる『絵本朝鮮征伐記』には、明治に至るまで存続した福岡藩の初代藩主黒田長政等の登場人物がすべて実名で記されている。

この『絵本朝鮮征伐記』の出版も、『絵本豊臣勲功記』や『絵本太閤記』と同じ絵本読本である以上、学問所改がなされたと思われる。では、学問所内ではどういう思想が存在したのであろうか。これに関連して、眞壁仁氏が紹介する、学問所内において政教体制の中心的存在であった古賀侗庵（天明八年（一七八八）〜弘化四年（一八四七））の征韓論に見られる思想的転換に注目する。^{注29}同書に依れば、侗庵の著作のうち文化六年（一八〇九）の『豊王征韓論』から文政一〇年（一八二七）の『豊太閤征韓論』に至るまで、侗庵は日本の「威稜」を諸外国に知らしめたことが対外的独立の維持に役立ったことを認めつつ、秀吉の征韓については道義的に批判する立場であった。ところが、東アジアの政治秩序認識が西洋諸大国の覇権争奪という世界認識を定着させた天保年間（一八三〇年代）に至ると、侗庵は秀吉の武威について「世の英雄也」と評し（『侗庵新論』一一二〇）、天保七年（一八三六）、「列祖・豊太閤之英武」をもって「海南諸島及び東察加を取る」という志を表すようになった（『海防憶測』一七・三四、天保九年（一八三八）〜一〇年（一八三九））。右記の事実に従えば、天保以降に興隆したナショナリズムが幕府儒者の中でも高まったことが推察できる。この点に注目すれば、『絵

本豊臣勲功記』の序文で秀吉が「天下必定」斯人」と評され、その「餘烈、残勲」(二語とも秀吉の残した功績の意)が「朝鮮・朱明」に「震爆」(鳴り轟くというほどの意)している^(注29)と述べる序者が菊池三溪(安政五年(一八五八)以降將軍侍講)であり、凡例で秀吉を「英雄」と評する『重修真書太閤記』の編者が天保頃まで幕府御右筆を務めた故実家・栗原信充であることも、当時の学者の思想を物語るように思える。もちろん、この例が学問所全体の思想的転換を表すと言いたいわけではないが、学者たちはこの当年度々海防策を論じ、嘉永二年(一八四九)には閣老に海防策を提出している。従って、多少の意見の相違はあっても学問所の学者たちは秀吉を英雄と見做す解釈について理解していたはずである(後述するように大学頭林復斎と交流があった大槻盤溪も秀吉を英雄と評価する)。また、渡辺浩氏は、名実を重んじる儒学者にとって尊王攘夷思想が重要視され、「日本でも儒学的な教養が浸透すれば浸透するほど、天皇の権威は高まった」とする^(注30)。こうした点から、前述したような、広く学術界に身を置く者としての立場から、読者が異説を自主的に取捨選択すべきであるという思想を許容する検閲方針も注目される。すなわち、秀吉を高く評価する学問所儒者の思想は、学問所全体の思想でなかったとしても、出版許可を出す上で障害となるものではなかったと考えられる。こうした点からすれば『絵本朝鮮征伐記』、そして『絵本豊臣勲功記』『絵本太閤記』の出版・再版が許可され、併せて秀吉を英雄として顕彰する意図から、幕命として人名を实名に改めるように求めたものと考えられるのではなからうか。

さらに、井上泰至氏は、この幕末にあつて世界情勢を「戦国」と

捉え、戦国の世にあつて外征を行った秀吉を大英雄と見做す史観が佐幕派・討幕派双方にあつたことを指摘し、併せて幕府側(佐幕派)にあつて林復斎の書物検閲にも関わつたという大槻盤溪が、秀吉を秦の始皇帝や漢の武帝にも勝る、ナポレオンやアレキサンドロス大王にも比肩しうる大英雄と評価した『近古史談』(元治元年(一八六四)刊)の記事を紹介している^(注31)。こうした世論にあつては、かつて脇坂安重がそうであつたように、幕閣内における強い上昇志向が諸大名の中にあつたとしても、自分の祖先について秀吉を主人公とする絵本読本で描かれることを気にする必要はなかつたのではあるまいか。むしろ外征の大英雄たる豊臣秀吉ゆかりの祖先を持つものとして、ナシヨナリズムの高揚が柱にある「啓蒙」的絵本読本においては、諸大名にとって実名での記載が憚りあるものではなかつたのであろう。

とはいえ、決して徳川家への配慮が失われたわけではない。注(31)井上論文(『秀吉の虚像と実像』所収)も、『絵本豊臣勲功記』や『重修真書太閤記』に徳川史観の名残が見られることを示しているし、これらの絵本読本が幕命によつて家康の名を伏せたという点に鑑みれば、天保の改革で改訂された出版統制令を遵守している、学者たちの幕臣としての立場も垣間見ることができるのである。

おわりに

『絵本太閤記』、ひいては『絵本豊臣勲功記』『絵本朝鮮征伐記』の出版許可、その結果もたらされた実名表記およびその命令は、昌平

坂学問所の学者たちがその当時の世論でもあった秀吉の英雄史観を許容したことの表れではないか、というのが本稿の端的な結論である。『出勤帳』を確認すると、『絵本太閤記』の絶版とほぼ同時に絶版処分となった『絵本拾遺信長記』について、その再版の交渉が『絵本太閤記』再版許可がもたらされた直後の安政六年（一八五九）六月一日から開始され、一年後の万延元年（一八六〇）八月二日に再版許可を受けたことがわかる。『出勤帳』安政六年（一八五九）九月六日条には、『絵本太閤記』同様に人名の実名表記を命じた記録も残っていることから、このころになると戦国期を扱った幕末の絵本読本に対し、実名表記が一律に求められていたことが推察される。

一方、絵本読本の人名が実名に改められた時期にあっても、前述した万延二年（一八六一）序の合巻『絵本英雄太平記』、慶応元年（一八六五）刊の切附本『真柴軍功記』等、草双紙や切附本等に対する人物名の規制は続いていた。これらの書物が一般的に実名表記を行うのは慶応の頃からである。実例を挙げれば、慶応二年（一八六六）以降に二世笠亭仙果が発表した切附本である『賤ヶ嶽軍記』『四国攻軍記』『日吉丸誕生記』『勢州軍記』『桶狭間軍記』等の作品群や、その翌年に刊行された切附本『羽柴雲昇録』（弄月閑人著）孟齋芳虎画、江戸藤岡屋慶治郎版）は人名を悉く実名で表記する。この年には岳亭定岡の手による切附本『絵本太閤記』（人名は実名表記）が出ていることから、再版された『絵本太閤記』の実名利用の影響がこの頃ようやく切附本にも及んだと考えるのは稍早計であろうか。ともあれ、享保の出版統制令で定められた人名に対する規制の影響は、維新を迎える寸前になって終焉を迎えたのである。

〔注〕

(1) 佐藤悟「文化元年の出版統制と考証随筆——『絵本太閤記』絶版の影響——」（『文学』第八卷三号、二〇〇七年五月）参照。

(2) 山本卓『舌耕・書本・出版と近世小説』（清文堂出版、二〇〇一年一〇月）参照。

(3) 再版本の人名が実名に改められていること自体は、注(2)山本書が既に指摘する。

(4) 以下、『大坂本屋仲間記録』からの引用は一九七五年三月〜一九九三年三月にかけて清文堂出版から全一八冊に亘り刊行された翻刻・影印に依る。適宜傍線を施した。

(5) 版木の作成は『出勤帳』に依れば安政六年（一八五九）六月二三日には始まっていたが、文久元年（一八六一）九月二二日の『出勤帳』には西奉行が参府する前に上げ本（伺本）を出すよう行司が指示を受け、まだ制作中であった版木の制作を慌てて催促し、同一九日に至急上げ本を刷る手筈を整えたという記録が残っている。

(6) 以下、初刷本と見られる弘前市立弘前図書館蔵本を参照した（同本は巻一を欠いており、それは後刷本である架蔵本を参照して補った）。以降の翻刻に際し、旧字は新字に改め、適宜句読点を補い、適宜送り仮名を付けるなど、読みやすさに配慮した。

(7) なお、この奥付には「万延紀元庚申再 御免」(万延元年は一八六〇年・竹内注)という記述も認められ、実際に許可が下った安政六年(一八五九)とは一年のずれが認められる。このずれが起きた理由は記録がなく判然とせず、今後の課題である。

(8) 再版本諸本のうち、文久元年(一八六一)刊行の初刷本は弘前市立弘前図書館本(初編巻一欠)、函館市立中央図書館本(第二編巻一〇・一二のみ存)があり、文久三年(一八六三)刊行の後刷本は架蔵本(初編・第二編存)、住吉大社御文庫本(第二編巻六欠)、大阪天満宮本(初編・第三編存)がある。初刷本と後刷本では巻末に付される広告に違いがあり、前者には茶の湯・作庭関係書の広告が、後者には『絵本豊臣勲功記』の広告がある。後者には広告の後に「文久三癸亥年三月」の刊記があり、後刷本と知れる。初刷本と後刷本には以下の論述で指摘する人名の特徴が共通してみられることを確認している。なお、第二編(巻三欠)のみの所蔵が認められる初瀬川文庫本にはこの広告がないため、初刷本か後刷本かを断定できない。

(9) なお、注(2)山本書でも指摘されるが、寛政享和期版本にも諸版があるものの、いずれの版においても人名には仮名が用いられていることを確認した(以下同)。なお国文学研究資料館には数種の『絵本太閤記』が所蔵されるが、本稿では請求記号がナ4-762-11-84(画像の利用はクリエイティブ・コモンズ表示4.0ライセンス)CC BY-SAに基

づき、一部をトリミングした)であるものを用いた。また、弘前市立弘前図書館蔵本は請求記号がW913・5616であるものを用いた。

(10) なお、この修正については敢えて「松」と「康」を残し、人物がおのずと特定できるようにした細工とも考えられる。一度家康の実名を記しておきながら墨消処理を行った理由については、第三節で紹介する、家康について言及することを禁じられた「軽やかな本等之類」に、当初『絵本太閤記』が該当しないものと本屋仲間が判断したためという可能性を考えている。

(11) ただし、こうした中で、開版あるいは出版に至った秀吉の伝記的作品群も幾つかある。文化一二年(一八一五)正月には浄瑠璃本『総合大功記』が、天保四年(一八三三)には『化皮太鼓伝』が江戸で出版され、天保一二年(一八四一)には『祇園祭礼信仰記』の抜本「信仰記三段目之口」の開版が大坂で許可された(『出勤帳』)。また、森節男「古浄瑠璃『太閤記』の絶板と本文削除」(『国語国文』第八九巻九号、二〇二〇年九月)は、古浄瑠璃『太閤記』が文化元年(一八〇四)に絶版に処された後も、版元名を表示しない形で長く後刷され続けたことを指摘する。しかし右記の例はいずれも歴史上の人物名を完全に変え、物語の筋を大幅に変更した作品なので、『絵本太閤記』に関する出版界への強い逆風は根強く続いていたと考ええる。

(12) 『絵本豊臣勲功記』が『絵本太閤記』再版に影響を及ぼしたこ

- と自体については中村幸彦「絵本太閤記について」(『中村幸彦著述集』第六巻、一九八二年九月)や「享保以後大阪出版書籍目録」(一九三六年五月)にも簡潔に指摘される。
- (13) 『大坂本屋仲間記録』所収「再配帳」五番第二八・新板願出印形帳」第二〇、参照。
- (14) この口上書の写しと考えられるものが『大坂本屋仲間記録』所収「差定帳」第六番第一六にある。その口上は「今般於江戸表豊臣勲功記初編拾冊」から始まり、同書の出版が引き合いに出される。
- (15) 井上泰至『江戸の発禁本』(角川学芸出版、二〇一三年七月)参照。
- (16) 佐藤至子『江戸の出版統制』(吉川弘文館、二〇一七年一月)参照。
- (17) 高木元『江戸読本の研究』(べりかん社、一九九五年一〇月)参照。
- (18) 中村安宏『検閲と幕府儒者』(『歴史』第一三〇号、二〇一八年四月)参照。
- (19) 佐藤温「藤森弘庵『春雨楼詩鈔』と幕末の出版検閲」(『近世文藝』一〇三号、二〇一六年一月)参照。
- (20) 注(15)井上書、注(16)佐藤書参照。
- (21) 吉原健一郎『江戸の町役人』(吉川弘文館、一九八〇年一〇月)参照。
- (22) 出版統制令の改訂については藤田覚『天保の改革』(吉川弘文館、一九九六年九月)および白戸満喜子『幕末書物事情と「開版指針」』(『日本文学』六四巻六号、二〇一五年六月)参照。
- (23) 『市中取締類集』書物錦絵之部(大日本近世史料、以下同)四八、参照。
- (24) 『藤岡屋日記』巻四(三一書房、一九八八年一月)参照。
- (25) 筆者は『太閤記物実録三種考——真書太閤記』太閤真蹟記『重修真書太閤記』の成立を辿つて——」(『近世文藝』一三三三号、二〇二二年一月)において、『重修真書太閤記』が石田三成の名を「いしだかつしげ」とすることに触れ、同書が『絵本太閤記』の成立に影響を与えた『真書太閤記』を原作とすることから、これを実名を憚つたものと考えた。しかし、本稿での発見を基に再検討したところ、松浦清山『甲子夜話』巻六六に石田三成を「かずしげ」と読む説が紹介されており、それを考慮すれば原則的に『重修真書太閤記』の人名が全て実名で記されていることになる。ここに拙稿を訂正する。
- (26) 以下、書誌情報等は『天理図書館稀書目録和漢書之部』第二(『天理図書館』一九五一年一〇月)および調査によって纏めた。この他、『昌平坂学問所日記』(Ⅲ、斯文会、二〇〇六年一月)記載の嘉永四年(一八五一)以降の記事においても、随所に検閲が続いたことを示す記録が残る。
- (27) 井上泰至『幕末絵本読本の思想的側面』(『日本文学研究』二八号、二〇一八年八月)参照。
- (28) 眞壁仁『徳川後期の学問と政治』(名古屋大学出版会、二〇〇七年二月)参照。
- (29) 渡辺浩『明治革命・性・文明』(東京大学出版会、二〇二二年

六月)参照。

(31)

井上泰至「文祿・慶長の役／壬辰戦争の原因 虚像編(堀新・井上泰至編『秀吉の虚像と実像』笠間書院、二〇一六年七月)および同「帝国史観と皇国史観の秀吉像——『絵本太閤記』の位置」(前田雅之・青山英正・上原麻有子編『幕末明治 移行期の思想と文化』勉誠出版、二〇一六年五月)、注(28)井上論文参照。また濱田啓介「幕末読本の一傾向」(『近世文藝』六号、一九六一年五月)も、万延元年(一八六〇)刊『大日本国開闢由来記』を例に幕末読本における秀吉の高評価を指摘する。

(32)

切附本とは弘化年間(一八四四―一八四八)以降に出版された末期中型本読本を指す用語である。注(17)高木書によれば、切附本とは「読本としての格調など微塵も持ち合わせない低俗性」を持つ「粗製乱造された廉価な小冊子」の形で大衆文芸として流布したもので、「合巻並みの〈読みもの〉」としても考え得る存在であった。このように合巻・切附本が粗製乱造を目的とした低俗な大衆文芸であるのに対し、本稿で扱った絵本読本は同様に大衆文芸として認め得るものであるとはいえ、第四節で扱ったように学者による序文が備わることもあり、注釈を付すなどの形で本文中に考証も多くなされていた。絵本読本がこれら合巻・切附本に対して早く実名利用を許可されたのは、そうした点に一因があるのではないかと考えている。

〔付記〕

資料の利用にご高配を賜った各関係機関に深謝申し上げます。成稿にあたり、井上泰至氏の「ご教示を賜った。本稿はJSPS 科学研究費(2011433・19K00314・20H00031)および国文学研究資料館共同研究「軍記および関連作品の歴史資料としての活用のための基盤的・学際的研究」の成果の一つである。(たけうち・こうすけ／北海道大学大学院博士後期課程)

日本学術振興会特別研究員(DC)